

## 学校給食中毒案件に係る損害賠償の和解について

### 1 経過

平成29年2月に発生した学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒については、(株)東海屋（当時大阪市 現在は姫路市に移転）が製造した「きざみのり」に起因するものであった。二次感染者を含めると1,000名を超える児童等に症状が発症したが、これらに対する医療補償等は被害者からの申請に基づき、(株)東海屋の責任で行っている。

一方で、食中毒事案に要した市の経費10,219,611円については、(株)東海屋に平成29年10月6日付で求償を求める文書を送付したが、ここで(株)東海屋が本市の求償額を全額支払うことで和解した。

### 2 損害賠償額内訳

種別	金額	内容
人件費	1,890,666円	本件に係る対応で正規職員等が勤務した時間外手当分
賃金	3,533,773円	学校給食配膳員の休業手当及び 学校事務補助員が給食費返還事務を行った分
消耗品	1,332,876円	主に給食中止期間に行った消毒に関する経費及び 児童用白衣（給食費）の購入代金
郵便料・手数料	427,612円	補償請求を希望する対象に対して送付した郵便料及び ノロウイルス検査手数料
補償金等	3,034,684円	給食中止決定後の食材の納入を中止できなかった分、2月 16日・17日の給食の食材費分及び中止となった金額を口座 に返金した際の口座振り込み手数料

### 3 損害賠償請求と和解までの経緯

日付	事項
平成29年10月6日	「食中毒に関する市の損害に係る賠償請求について（通知）」を(株)東海屋に対し送付。10,219,611円の損害賠償請求を行い、平成29年11月15日までの納付を求める内容
平成30年5月29日	(株)東海屋との交渉について、市の顧問弁護士と代理人契約をする。 損害賠償請求からこの間、期限までに納付がなく、(株)東海屋代理人から連絡はあったが、市の見解との隔たりは大きかった。
平成31年3月22日	損害賠償請求後の経緯からも交渉による進展が望めないため、訴訟による解決を目指し、立川市議会で「訴えの提起」について議決
平成31年4月12日	(株)東海屋代理人より、話し合いをしたい旨の連絡あり この間、(株)東海屋代理人と市代理人との間でやりとりを行う。
令和元年5月22日	前日、(株)東海屋代理人より訴外和解として「早期解決の観点により」全額10,219,611円を支払う旨文書連絡があり、市として合意。
令和元年6月13日	(株)東海屋との和解について、立川市議会で議案を可決
同日	立川市代理人及び(株)東海屋代理人において、(株)東海屋が本市に損害金10,219,611円を支払う旨の合意書を取り交わした。

### 4 損害金の納付

合意書取り交わし後1か月以内（7月13日まで）に10,219,611円が市の指定口座へ振り込まれる予定。